

議案第 80 号
令和 3 年度宝塚市一般会計補正予算（第 6 号）

資料 2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付を終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。

こうした世帯に対して、就労による自立または円滑に生活保護の受給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付事業を実施します。

2 事業概要

(1) 支給対象者

以下の①～⑥の全ての要件を満たすもの

- ①社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付の借入月が 8 月までに終了するもの等
- ②世帯の主たる生計維持者
- ③申請月の申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入を合算した額が、市民税の均等割が非課税となる収入額を 12 で除した額(基準額)及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること
- ④申請日の申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額の 6 倍以下であること（上限は 100 万円とする）
- ⑤公共職業安定所に求職を申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと、または就労による自立が困難な場合には生活保護の申請を行うこと
- ⑥すでに生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給していないこと

（上記③、④について本市の上限額：円）

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入合計額	基準額	84,000	130,000	172,000	214,000	255,000
	住宅扶助	40,000	48,000	52,000	52,000	52,000
	計	124,000	178,000	224,000	266,000	307,000
資産額		504,000	780,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

(2) 支給額 単身世帯：6 万円、2 人世帯：8 万円、3 人以上世帯：10 万円

(3) 想定人数 単身者：222 名、2 人世帯：126 名、3 人以上世帯：252 名 合計 600 名

(4) 申請時期 令和 3 年 7 月 5 日（月）（予定）～ 8 月 31 日（火）まで

(5) 支給期間 申請月から 3 か月（毎月、求職活動を実施していること）

(6) 支給方法 申請者の指定する金融機関の口座に支給額を振り込む

(7) 周知方法

- ・市広報誌（7月、8月号）、HPに掲載
- ・県社会福祉協議会から提供される再貸付者の情報を活用し案内を送付

3 事業費及び事務費

- (1) 事業費 145,800 千円
- (2) 事務費 12,072 千円
- (3) 総事業費 157,872 千円

4 財源

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国庫補助率 10/10）

<参 考>

新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付について

(1) 目的

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援する。

(2) 制度内容

	緊急小口資金	総合支援資金		総合支援資金 再貸付
		初回貸付	延長貸付	
対象世帯	休業等により収入減少があり、生計維持のため貸付を必要とする世帯	生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	初回貸付を受けた世帯	令和3年3月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
貸付上限額 (単身世帯)	20万円以内×1 か月	15万円以内×3 か月	15万円以内×3 か月	15万円以内×3 か月
(2人以上世帯)		20万円以内×3 か月	20万円以内×3 か月	20万円以内×3 か月
措置期間	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内	10年以内	10年以内
利子	無利子	無利子	無利子	無利子
保証人	不要	不要	不要	不要